

# 朝鮮民主主義共和国経済開発区法の基本内容に関して

朝鮮社会科学院法律研究所研究員・副教授 林英燦

敬愛する金正恩同志は以下のように話した。

「元山地区と七宝山地区を始めとする国の諸地域で観光地区をうまく運営し、観光を活発に展開し、各道は自身の実情に合わせて経済開発区を決め、特色的に発展させなければなりません。」<sup>1</sup>

2013年5月29日、朝鮮民主主義共和国最高人民会議常任委員会の政令で経済開発区法が採択された。これは現時期『馬息嶺（マシシリョン）速度』を創造して、社会主義建設のすべての前線において、新たな全盛期を開いていくことに関する党の呼びかけを貫徹するためのもう一つの法律的措施となる。

経済開発区法は7章62条と附則2条で構成され、7章の題目は経済開発区法の基本、経済開発区の創設、経済開発区の開発、経済開発区の管理、経済開発における経済活動、奨励及び特惠、申訴および紛争解決となっている。経済開発区法では、まず本法の使命と経済開発区の提起及び類型、経済開発区の創設事業主管機関、経済開発区事業の奨励、制限、禁止、投資家の権利、財産、人身保障、適用法規と関連する一般的かつ原則的な問題を規定している。

経済開発区法は経済開発区の創設と開発、管理における制度と秩序を正しく立て、対外経済協力と交流を発展させることを通じて国の経済を発展させ、人民生活を向上させることに貢献することを使命としている。経済開発区は国家が特別に定めた法規に従って、経済活動に特惠が保障される特殊経済地帯である。経済開発区には工業開発区、農業開発区、観光開発区、輸出加工区、先端技術開発区等の経済及び科学技術分野の開発区等が含まれ、国家はそれを管理所属に従って、地方級経済開発区と中央級経済開発区に区分して管理するようにする。

外国の法人、個人と経済組織、海外の同胞は経済開発区に投資することができ、企業、支社、事務所等を設立し、経済活動を自由に行うことができる。国家は投資家に土地利用、労力採用、税金納入等の分野で特惠的な経済活動条件を保障する。

経済開発区においては、インフラ建設部門と先端科学技術部門、国際市場で競争力の高い商品を生産する部門の投資を特別に奨励し、投資家に付与された権利と投資財産、

合法的に得た所得を法的に保護する。

経済開発区の創設と関連した実務的な事業は中央特殊経済地帯指導機関が統一的に管理し、国家は経済開発区の創設と関連して、対内外的に提起される問題を中央特殊経済地帯指導機関に集中させて処理するようにする。国の安全と住民の健康、健全な社会道徳生活、環境保護に障害を与えるか、もしくは経済技術的に遅れた対象の投資と経済活動は禁止する。国家は投資家の財産を国有化したり、収用したりせず、社会公共の利益と関連してやむを得ず投資家の財産を収用し、または一時的に利用する場合は、事前に通知し、その価値を適時に十分に補償するようにする。

経済開発区において、共和国の法に従って、個人の身辺の安全を保護し、法に根拠せずに拘束、逮捕し、または居住場所を捜索しない。また、わが国と該当国の間で、身辺安全に関する条約が締結された場合にはそれに従う。

経済開発区には経済開発区法、同法にともなう規定、そして細則が適用される。羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済地帯、開城工業地区、金剛山国際観光特別区はこの法で言及する経済開発区に含まれない。経済開発区法においては、経済開発区の創設原則、経済開発区と関連して提起される問題の処理など、経済開発区と関連した問題を規制している。

経済開発区を選定するうえでは、対外経済協力・交流に有益であり、国の経済及び科学技術発展に貢献することができ、住民地域とある程度離れ、国家が定めた保護区域を侵害しない地域を経済開発区に選定する原則を守らなければならない。機関、企業所、団体は外国の投資家から経済開発区の創設、開発と関連した問題が提起されたら、中央特殊経済地帯指導機関に提起された内容を資料として回付しなくてはならず、中央特殊経済地帯指導機関は提起された資料を具体的に検討し、確認して処理しなければならない。

外国の投資家が経済開発区に投資しようとする場合、自国政府の事前承認を受け、その状況を該当する機関に資料として通知しなければならない。自国の法に従って、政府の承認を受けなくて済む場合は、承認通知を要しない。

地方級経済開発区の創設申請資料は、該当する道（直轄

<sup>1</sup> 金正恩「朝鮮労働党中央委員会2013年3月全員会議における報告」『労働新聞』2013年4月2日付  
[<http://www.kcna.co.jp/calendar/2013/04/04-02/2013-0402-011.html>]

市) 人民委員会が中央特殊経済地帯指導機関に提出する。この場合、道(直轄市)内の該当機関と協議した資料と共に提出する。

中央級経済開発区の創設申請資料は定められた手順に従って、該当機関が作成して中央特殊経済地帯機関に提出する。この場合も該当機関と協議した資料と共に提出する。

経済開発区の創設申請に関する承認は、該当する国家審議委員会が行う。

経済開発区法においては、経済開発の原則、開発当事者、開発承認、開発計画作成と承認、開発方式など開発と関連した具体的な問題を規制している。経済開発区の開発は、計画によって段階別に行い、投資誘致を多角化し、経済開発区とその周辺に自然生態環境を保護する原則、土地と資源を合理的に利用し、生産とサービスの国際競争力を高め、経済活動の便宜と社会公共の利益を共に保障する原則、該当する経済開発区の持続的かつ均衡的な発展を保障する原則で行う。

外国の投資家は承認を受け、経済開発区を単独、または共同で開発することができる。わが国の機関、企業も承認を得て、経済開発区を開発することができる。開発企業についての承認は中央特殊経済地帯指導機関が行う。

中央特殊経済地帯指導機関は開発企業を登録し、開発事業権承認証書を発給する。経済開発区の開発総計画と細部計画は地域国土建設総計画に基づき、該当する機関または開発企業が作成する。開発総計画の承認は内閣が、細部計画の承認は中央特殊経済地帯指導機関が行い、開発計画の変更承認は該当計画を承認した機関が行う。

経済開発区の開発方式は、該当する経済開発区の特性と開発条件に合わせ、国の経済発展に貢献できる合理的な方式で規定することができる。開発企業が土地を賃貸する場合、該当国土管理機関と土地賃貸借契約を結ばなければならない。土地賃貸借契約には賃貸期間、面積と区画、用途、賃貸料の支払い期間と支払い方法、その他の必要な事項を定める。

該当する国土管理機関は、土地の賃貸借契約に従って土地の賃貸料を支払った企業に土地利用証を発給しなければならない。経済開発区の土地賃貸期間は最長50年間までとし、土地賃貸期間は該当する企業に土地利用証を発給した日から計算する。土地賃貸期間が終了した企業は、必要によって契約を再更新し、借りた土地を継続して利用することができる。機関、企業所、団体が外国の投資家と共に開発企業を設立する場合、法規の規定にしたがって土地利用権を出資することができる。経済開発区において、開発区域内にある建築物と付着物の撤去、移設と住民の移住にか

かる費用は開発企業が負担する。

経済開発区のインフラと公共施設建設は開発企業が行う。開発企業は規定されたとおりインフラ、公共施設の建設に関して他の企業を関与させることができる。企業は土地利用権と建築物所有権を売買、再賃貸、贈与、相続、または抵当することができる。開発した土地の利用権と建築物の売買、賃貸価格は開発企業が定める。

企業は土地利用権、または建築物所有権を取得した場合、管理機関に登録し、該当証書の発給を受ける。土地利用権、建築物所有権が変更された場合には、変更登録をし、該当証書を改めて発給される。

経済開発区法においては、経済開発区管理機関、管理原則、特殊経済指導機関の事業内容、管理機関の構成と責任者、管理機関の事業内容など経済開発区管理と関連した問題を規制している。経済開発区管理は、中央特殊経済地帯指導機関と該当する道(直轄市)人民委員会の指導と協力の下で経済開発区管理機関が行う。

管理機関は該当する経済開発区の実情に合わせて管理委員会、管理事務所等の名称で組織することができる。管理機関は法律を厳格に遵守、執行し、企業の独自性を保障し、経済活動に対する特惠を提供する原則の下で国際慣例を考慮し、開発区を管理する。管理機関は該当する経済開発区の実情と実利に合わせて、必要な成員で構成され、責任者は管理委員会委員長、または管理事務所の所長である。責任者は管理機関を代表し、管理機関事業を主管する。

管理機関は経済開発区の開発、管理に必要な準則作成、投資環境の構成と投資誘致、企業の創設承認と登録、営業許可、対象建設許可と竣工検査、対象建設設計資料の保管、土地利用権、建築物所有権の登録、企業の経営活動協力、インフラと公共施設の建設、経営に対する監督及び協力、環境保護と消防対策、管理機関の規約作成、その他中央特殊経済地帯指導機関と道(直轄市)人民委員会が委任する事業を行う。管理機関は自体予算を編成し、執行しなくてはならず、それと関連した資料を該当する人民委員会、または中央特殊経済地帯指導機関に提出しなければならない。

経済開発区法においては、企業創設申請、手続き手順の簡便化、企業登録と法人資格、労力採用、労賃制定、商品及びサービス価格など経済開発区での経済活動と関連する具体的な問題を規定している。

経済開発区に企業を創設しようとする投資家は管理機関に企業創設申請資料を提出しなければならない。管理機関は企業創設申請資料をもらった日から10日以内に企業創設を承認するか否を決し、その結果を申請者に通知しなければならない。

中央特殊経済地帯指導機関と該当する道（直轄市）人民委員会、管理機関は企業の創設と関連した申請、審議、承認、登録等の手続き手順を簡便化しなければならない。企業創設承認をうけた企業は定められた期間内に創設登録、住所登録、税関登録、債務登録を行わなければならない。企業は管理機関に創設登録をした日からわが国の法人となる。しかし、外国の企業の支社、事務所はわが国の法人にならない。経済開発区の企業はわが国の労力を優先的に採用しなくてはならず、該当する労働行政機関に労力採用申請資料を提出し、労力の保障を受けなければならない。必要な場合は、管理機関と合意したうえ、外国の労力を採用することができる。経済開発区の従業員の月労賃最低基準は、中央特殊経済地帯指導機関が管理機関、または該当する道（直轄市）人民委員会と協議して定める。

経済開発区においては、企業間で取引される商品の価格、サービス価格、経済開発区内の企業と開発区外のわが国の機関、企業所、団体間で取引される商品の価格は国際市場価格によって当事者が協議して定める。

経済開発区において、企業の会計計算と決算は経済開発区に適用する財政会計関連法規に準じ、財政会計関連法規で定めていない事項は国際的に認定する会計慣習に従う。経済開発区において、企業所得税率は決算利潤の14%、奨励する部門の企業所得税率は決算利潤の10%とする。

経済開発区で流通貨幣と決済貨幣は朝鮮ウォン、または定められた貨幣とする。経済開発区に持ち込んだ財産と合法的に取得した財産は経済開発区外に持ち出すことができる。

経済開発区において、知的所有権は法的保護を受ける。知的所有権の登録、利用、保護と関連した秩序は該当する法規に従う。

経済開発区においては、該当する地域の自然風景と環境、特性に合わせた観光資源を開発して、国際観光を発展させるようにする。投資家は定められた通り、観光業を営むことができる。

通行検査、税関、検疫機関と該当する機関は経済開発区の開発と管理、投資家の経済活動に支障がないように人員、運輸手段の出入りと物資の搬出入を保障しなければならない。

経済開発区において、外国人投資企業と外国人は定められた通り、有価証券を取引することができる。

経済開発区においては、開発区での奨励と特恵問題につ

いて規制している。経済開発区において、企業用土地は実質需要によってまず提供され、土地の使用分野と用途によって賃貸期間、賃貸料、納付方法でそれぞれ異なる特恵を与える。インフラ施設と公共施設、奨励部門に投資する企業に対しては、土地位置の選択で優先権を与え、定められた機関に該当する土地利用料を免除することができる。

経済開発区において、10年以上運営する企業に対しては、企業所得税を減じまたは免除する。企業所得税の減免期間、減税率と減免期間の計算始点は規定として定める。投資家が利潤を再投資して登録資本を増やし、または新たな企業を創設して5年以上運営する場合には、再投資分に該当する企業所得税額の50%を還付する。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する企業所得税額の全部を還付する。経済開発区において、開発企業は観光業、ホテル業等の対象となる経営権取得で優先権を持ち、開発企業の財産とインフラ施設、公共施設運営には税金を賦課しない。

経済開発区においては、特恵関税制度を実施する。経済開発区建設用物資と加工貿易、仲介貿易、補償貿易を目的として持ち込む物資、企業の生産、または経営用物資と生産した輸出商品、投資家が使う生活用品、その他に国家が定めた物資には関税を賦課しない。

経済開発区において、物資の搬出入は申告制とする。物資を搬出入しようとする場合には、物資搬出入申告書を作成して該当する税関に提出する。

経済開発区法においては、申訴および紛争の解決問題に対して規制している。

経済開発区において、個人または企業は管理機関、中央特殊経済地帯指導機関、該当する機関に申訴することができる。申訴を受けた機関は30日以内に処理をし、その結果を申告者に通知しなければならない。経済開発区において、当事者は調停の方法で紛争を解決することができる。調停案は紛争当事者の意思に基づいて作成し、紛争当事者が署名することにより効力を持つ。

紛争当事者は仲裁協議によってわが国、または外国の国際仲介機関に仲裁を提起して紛争を解決することができる。仲裁手続きは該当する国際仲裁委員会の仲裁規則に従う。紛争当事者は該当する経済開発区を管轄する道（直轄市）裁判所、または最高裁判所に訴訟を提起して紛争を解決することができる。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]